

京都市有財産を次のとおり一般競争入札により売却します。

平成27年8月31日

京都市長 門川 大作

## 1 入札物件

### (1) 1号物件（建物付）

所在 京都市左京区聖護院蓮華蔵町2番5

地目 宅地

地積 435.02平方メートル

予定価格 103,800,000円

### (2) 2号物件（建物付）

所在 京都市南区西九条東比永城町75番

地目 宅地

地積 520.90平方メートル

予定価格 107,300,000円

## 2 売却条件

(1) 原則、現状のまま売却する。

(2) 1号物件については、南側隣接地への越境物の除却、撤去及び処分等を売却条件とし、売買契約には、次の特約事項を設ける。

### ア 越境物の除却、撤去及び処分等

(ア) 買受者は、売買物件の南側隣接地（京都市上下水道局水道部疏水事務所（以下「上下水道局」という。）が所有する京都市左京区聖護院蓮華蔵町2番3の西側一部で、売買物件土地上の東側及び西側の土地境界線をそれぞれ南方向に延長した線上の間の範囲内。以下「疏水管理用地」という。）上に越境している売買物件の建物の屋根の一部、ボイラー等の附属物、雨水排水設備や汚水・電気・ガス等各種配管等の地中埋設物、フェンス（基礎のブロックを含む。）、柵、ブロック塀の一部等の定着物、その他一切の不動産及び動産（以下「越境物」という。）について、除却、撤去及び処分作業を行わなければならない。

(イ) 買受者は、前項の作業の際、同時に疏水管理用地上の除草作業を行わなければ

ならない。

- (ウ) 買受者は、前2項の作業後、(ア)で同時に除却したブロック塀に接着していた境界プレート（売買物件南西角及び南東角の2箇所）をそれぞれ同一地点に設置し直すとともに、排水管理用地面の原状回復を行う際の整地方法について、上下水道局の指示に従わなければならない。
- (エ) 買受者は、前3項のすべての作業を行う際、事前に、上下水道局と協議を行い、当該作業中においても、その進捗状況を十分に報告しなければならない。
- (オ) 買受者は、(ア)から(ウ)までのすべての作業について、本契約締結の日から平成28年3月31日までの間に完了させなければならない。
- (カ) (ア)から(ウ)までの作業に要する費用は、すべて買受者が負担するものとする。

#### イ 売買物件敷地内一部の一時使用に係る協力等

- (ア) 買受者によるアの作業がすべて完了した後、排水管理用地内の北端に、上下水道局が売買物件から排水管理用地内への侵入を防ぐためのフェンスを新たに設置することとしており、この設置作業に係る通行等のため、買受者は、売買物件敷地内の一部を、一時的に、上下水道局に無償で使用させなければならない。
- (イ) 買受者は、前項の作業について、ア(エ)における協議等と並行して上下水道局と協議を行い、日程調整等を含め、上下水道局による円滑な作業実施に最大限協力するものとする。

#### ウ 売買物件敷地内を掘削する場合の事前協議等

売買物件が排水施設と近接していることから、買受者は、売買物件敷地上を掘削する場合は、事前に、上下水道局と十分な協議を行ったうえで、その指示に従わなければならない。

#### エ 土地転得者への義務の継承

- (ア) 買受者は、ア～ウの義務を履行する前に、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、ア～ウに定める買受者の義務を、書面によって当該第三者に承継させるものとし、その義務を履行させなければならない。
- (イ) 買受者は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合も同様にア～ウに定める内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。以後、転得者が所有権移転する場合も同様とする。

- (3) その他の条件については、入札案内書にて確認すること。

### 3 入札日時

平成27年10月27日(火) 午前10時30分開始(午前10時受付開始)

### 4 入札場所

京都市消防局本部庁舎 7階作戦室

(京都市中京区押小路通河原町西入榎木町450番地2)

### 5 入札参加資格

次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格を有しない。

- (1) 地方自治法第238条の3に規定する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (4) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者
- (5) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の事務所及び公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものの用に供しようとする者並びにこれらの者の依頼を受けて市有地の売買契約をしようとする者

### 6 入札案内書の確認

入札希望者は、入札案内書の物件調書、市有財産売買契約書(案)等の各条項及び入札物件の法令上の規制をすべて承知したうえで入札するものとする。

入札案内書は、次のとおり配布するほか、京都市ホームページに掲載する。

(掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000187065.html>)

#### (1) 配布期間

平成27年8月31日(月)から同年9月25日(金)まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。配布場所の開庁時間内)

#### (2) 配布場所

ア 京都市行財政局資産活用推進室及び京都市土地開発公社事務局（市役所西庁舎 3 階）

イ 市役所案内所（本庁舎 1 階及び北庁舎 1 階）

ウ 各区役所及び支所の地域力推進室まちづくり推進担当

## 7 入札参加申込み

入札希望者は、申込受付期間内に、申込場所へすべての必要書類を持参しなければならない。

### (1) 申込受付期間

平成 27 年 9 月 14 日（月）から同月 25 日（金）まで  
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

### (2) 申込受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

### (3) 申込場所

京都市行財政局資産活用推進室（市役所西庁舎 3 階）

### (4) 必要書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書

イ 誓約書（入札参加資格等に関するもの）

ウ 誓約書（京都市暴力団排除条例に関するもの）

エ 営業所所在地等報告書兼誓約書（法人の場合のみ）

オ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）及び印鑑証明書（法人の場合） 各 1 通

カ 住民票の写し及び印鑑登録証明書（個人の場合） 各 1 通

※ ア～エは、申込場所にて入手するほか、京都市ホームページに掲載の様式をダウンロードして使用すること。

（掲載ページ <http://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000187065.html>）

※ オ及びカは、入札日を基準として 3 箇月以内に発行されたもの

## 8 入札保証金

入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上に相当する額を、入札当日の受付で、金融機関保証小切手により納入しなければならない。

## 9 入札の無効に関する事項

京都市市有地売却入札等取扱要綱第11条及び第17条の規定による。

京都市市有地売却入札等取扱要綱（抄）

（入札の無効事由）

第11条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- （1）入札参加資格のない者が入札したとき、又は第8条第2項に規定する委任状及び一般競争入札参加資格者証を提出しない代理人が入札したとき。
- （2）指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- （3）所定の入札書以外で入札したとき。
- （4）郵便により入札したとき。
- （5）入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- （6）予定価格を下回る額で入札したとき。
- （7）他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- （8）入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- （9）代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印されているとき。
- （10）入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- （11）入札金額の記載に訂正があるとき。
- （12）主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- （13）鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- （14）入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- （15）入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- （16）入札関係職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- （17）その他入札に関する条件に違反したとき。

（入札保証金の帰属）

第17条 落札決定後、原則20日以内で本市が定める日までに落札者が契約を締結

しないとき（落札後，第3条に規定する入札参加資格を有しない者であることが判明し，失格したときを含む。）は，その落札は無効となり，入札保証金は，違約金として本市に帰属するものとする。

## 10 その他

### (1) 現地見学会及び現地確認

以下の日程で現地見学会を実施する。

1号物件 平成27年9月10日（木）午前10時30分から正午まで

2号物件 平成27年9月10日（木）午後2時から午後3時30分まで

物件の引渡しは，原則，現状のままで行うので，入札に参加しようとする者は，現地見学会に参加できない場合は，必ず事前に，各自で現地を確認すること。

### (2) 入札当日の受付

入札参加者は，入札会場で入札前（午前10時から受付開始）に受付を済まさないといけない。

### (3) 代理人の入札

入札者が代理人であるときは，入札当日の受付時に委任状を提出しなければ，入札に参加することができない。

### (4) 郵送による入札

郵送による入札は，認めない。

### (5) 契約の締結

本市と落札者の売買契約は，落札決定後，原則20日以内に本市が定める日までに，入札案内書の市有財産売買契約書（案）により締結するものとする。落札者が落札物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは，契約を締結しない場合がある。

### (6) 売却代金の納入

落札者は，次のいずれかの方法で，売買代金を納入しなければならない。

ア 売買契約締結と同日に，売買代金の全額を一括納入する。この場合，落札者が納入した入札保証金は，売買代金に充当される。

イ 売買契約締結と同日に契約保証金として売買代金の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する額を納入し，その後，契約締結の日から14日以内に売買代金

と契約保証金の差額を納入する。この場合、落札者が納入した入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当される。また、落札者が納入した契約保証金は、売買代金と契約保証金の差額の納入があったときに売買代金に充当される。

(7) その他必要事項

その他、入札について必要な事項に関しては、京都市契約事務規則の定めるところによる。

(行財政局資産活用推進室)